



Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2016 年 7 月 1 日号

新潟事務所 新聞 真治(税理士)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設と義援金について ～平成 28 年度税制改正および熊本地震を受けて～

1 はじめに

地方公共団体が地方創生のために効果的な事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げて当該事業を推進することができるよう、平成 28 年度税制改正(以下「本改正」)において、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)が創設された。

また、この度の熊本地震を受けて多くの法人が被災地支援のために義援金を支出した。

本ニュースレターでは、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要および被災地支援のための義援金の法人税法上の取扱いについて説明する。

2 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

(1) 制度の概要(措法 42 の 12 の 2)

地方公共団体が作成し国から認定を受けた「地域再生計画」に記載された、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対して企業が行う寄附について、現行の損金算入措置に加え、法人事業税、法人住民税および法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約 6 割相当の税額負担を軽減するものである。

(2) 適用対象

当該税制は、青色申告法人が、改正地域再生法¹の施行日(平成 28 年 4 月 20 日)から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、同法 8 条 1 項に規定する認定地方公共団体に対して当該認定地方公共団体が行った「まち・

¹ 地域再生法の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 30 号)。平成 28 年 4 月 20 日公布・施行。

ひと・しごと創生寄附活用事業²⁾に関連する寄附金(特定寄附金)を支出した場合に適用される。

適用対象となる寄附金の概要は次のとおりである。

- 当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること
- 寄附の額が一の寄附ごとに10万円以上であること
- 主たる事務所または事業所が当該事業を行う都道府県または市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと
- 認定地方公共団体は、寄附を行う企業に対し、寄附の代償として経済的利益を与える行為を行ってはならないとされている

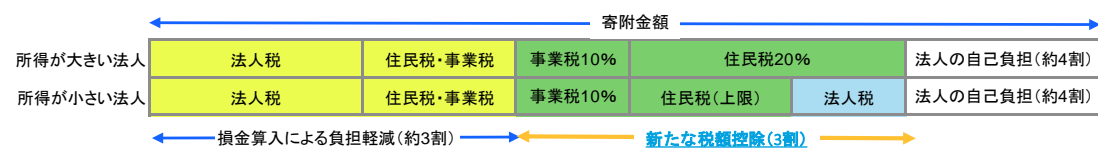
(3) 税額控除額

本改正により軽減される税額は次のとおりである。

	平成29年3月31日までに開始する 事業年度	平成29年4月1日以後に開始する 事業年度
法人事業税	支出した特定寄附金の合計額の10% (事業税額の20%を上限)	支出した特定寄附金の合計額の10% (事業税額の15%を上限)
法人住民税	支出した特定寄附金の合計額の20%(※) ※内訳:道府県民税5%、市町村民税15% (法人税割額の20%を上限)	支出した特定寄附金の合計額の20%(※) ※内訳:道府県民税2.9%、市町村民税17.1% (法人税割額の20%を上限)
法人税	支出した特定寄附金の合計額の20%－法人住民税の税額控除額(支出した特定寄附金の合計額の10%を上限) (法人税額の5%を上限) 法人住民税から控除しきれなかった額を法人税から控除	

(注) 2以上の都道府県または2以上の市町村において、事務所または事業所を有する法人の関係都道府県または関係市町村ごとの控除税額については、法人事業税は課税標準の分割基準により、法人住民税は従業者数により按分することとする。

以上の結果、従来からの損金算入による負担軽減効果(約3割)に加え、約3割程度の税額控除が行われることになる。



出所:「平成28年度の与党税制改正大綱の概要資料 参考資料③(その他の改正事項)」(財務省)を基に作成

2 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは、地方版総合戦略に位置付けられた、地方創生を推進する上で効果の高い事業として法律に基づき内閣府が認定したものをいう。地域再生法5条4項二号においては次のように定義されている。

都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略または市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業であって以下のイまたはロに掲げるもののうち、地方公共団体が法人からの寄附を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うものをいう。

イ 就業の機会の創出等に資する事業

ロ 地域における就業の機会の創出等のための基盤となる施設の整備に関する事業であって次に掲げるもの

(4) 適用手続き

確定申告書に控除の対象となる特定寄附金の額を記載し、特定寄附金の明細書を添付するとともに、当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類を保存している必要がある。

3 義援金に関する法人税法上の取扱い³

(1) 熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合(法法 37③)

法人が、熊本県下や大分県下の災害対策本部に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入される。

(2) 日本赤十字社に対して義援金を支払った場合(法法 37③・④、法令 77・77 の 2、法基通 9-4-6)

法人が、日本赤十字社の「平成 28 年熊本地震災害義援金」口座に対して支払った義援金は、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入される。また、日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用される等、最終的に地方公共団体に拠出されるものではないもの(財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限る。)については、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入される。

(3) 被災地域の救援活動等を行っている NPO 法人に対して義援金を支払った場合(法法 37①・③・④、法令 77・77 の 2、措法 41 の 18 の 2、41 の 18 の 3、66 の 11 の 2 の 2)

法人が、「認定 NPO 法人等に対する寄附金」として支払った義援金は、「特定公益増進法人に対する寄附金」に含めて損金算入限度額を計算し(特別損金算入限度額)、その範囲内で損金の額に算入される。また、認定 NPO 法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合⁴には、次に掲げるような支払先の区分に応じて、税務上の取扱いが異なる。

認定 NPO 法人等以外の法人等に対して義援金を支払った場合の税務上の取扱いの例

支払先の区分	法人の取扱い(法人税)
公益社団法人・公益財団法人の場合(その法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)	特定公益増進法人に対する寄附金として、特別損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できる。
NPO 法人(認定 NPO 法人等でないもの)、職場の有志で組織した団体などの人格のない社団等の場合	一般の寄附金として、損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入できる。

(4) 被災された取引先に対する寄附(措法 61 の 4(1)-10 の 3)

法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金の額に算入される。

(5) 法人が自社製品を被災者に提供した場合(法基通 9-4-6 の 4、措法 61 の 4(1)-10 の 4)

法人が、不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金または交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金の額に算入する。

³ 「義援金に関する税務上の取扱い FAQ」より(平成 28 年 4 月 国税庁ウェブサイト)

⁴ 「国等に対する寄附金」および「指定寄附金」に該当するものを支払った場合を除く。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 新潟事務所

所在地 〒951-8068 新潟県新潟市中央区上大川前通七番町 1230-7
ストークビル鏡橋 4 階

T e l 025-368-8801(代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。